

8801

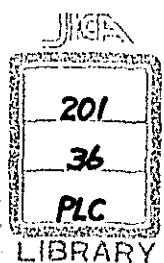
先進国実態調査シリーズ5-1

オーストラリア、ニュージーランドの対外援助

—援助の概況—

昭和52年1月

国際協力事業団
企画調査調整部企画課



公益協力事業団	
設立 年月日 '84. 3. 30	201
登録No. 02348	36
	PLC

は じ め に

「先進国実態調査シリーズ」は、当事業団が実施している経済技術協力事業の効率的推進をはかる為、先進国の援助実施状況を調査の上取りまとめたものであります。

本資料は、そのシリーズの一環として、昭和51年11月から12月にかけて実施した先進国実態調査からオーストラリア、ニュージーランドにおける事業実施状況を取りまとめたもので、経済技術協力業務関係者の執務上何らかの参考となれば幸甚です。

昭和52年1月

企画調査調整部長

JICA LIBRARY



1042767[2]

目 次

第一章 オーストラリア	1
1. 援助の歴史	1
2. 援助の特色	2
(1) 総 論	2
(2) 二国間援助	3
(3) 多国間援助	3
3. 援助実施体制	5
(1) 機 構 図	5
(2) A D A A 概説	7
4. 援助事業	7
(1) 専門家派遣事業	7
①派遣方式 ②派遣手続	7
(2) 研修員受入事業	10
①受入方針 ②研修方式 ③研修分野およびレベル	11
④受入れ ⑤調整	
(3) 機材調達	16
(4) プロジェクト協力	17
①採り上げ方法 ②協力手続 ③プロジェクト・アブレイザル	17
④プロジェクト・エバリュエーション ⑤民間協力	
第二章 ニュージーランド	22
1. 援助の特色	22
(1) 二国間援助	22
(2) 多国間援助	23
2. 援助機構図	23
3. 援助事業	24
(1) 研修事業	25
(2) プロジェクト協力	25
(3) 援助予算	26
(4) 商品援助	26

第一章 オーストラリア

1. 援助の歴史

オーストラリアの対外援助は1880年代にバブア・ニューギニアに対してなされたものが始まりであるが、その内容は開発援助というよりむしろ " Administration " であった。その後第二次世界大戦後、当時の領地に対するいわゆる援助が開始され、バブア・ニューギニアに対する援助も飛躍的に増加することになった。

バブア・ニューギニア以外に対する援助は、戦後、国連による救済および復興プログラムに対する拠出という多国間援助の形態で実施されたが、1947年には、南太平洋委員会 (South Pacific Commission) 設立協定に署名し、数カ国と地域援助の取極めを行った。その後1950年に南アジアおよび南東アジアにおける経済ならびに社会発展を支援するための協力を促進すべくコロンボ計画 (Colombo Plan) の設立のための英連邦外相会議に参加し、1951～52年予算で初めて開発援助のために歳出予算 (appropriation) を計上した。

以後オーストラリアの援助は他の南太平洋援助プログラム (the South Pacific Aid Program) や英連邦アフリカ援助特別計画 (the Special Commonwealth African Assistance Plan) 等の国際約束や二国間の地域援助プログラムを通じて拡充され、同時に各種国連機関への資金拠出も増額し、1976年における援助総額は \$ 357 million が見込まれている。

次表は最近6年間の援助額の移り変わりである。

	1970-71	1971-72	1972-73	1973-74	1974-75	\$m
二国間援助	1683	1875	2043	2428	2786	
多国間援助	122	130	145	180	496	
	1805	2005	2188	2608	3282	

なお、援助の実施は従来は外務省および対外領土省が中心になってすすめていたが、援助の効率をはかるべく、両省および大臣省、教育省、労働省、移民省等から援助に係わる機能がまとめられ1973年にオーストラリア開発援助庁（Australia Development Assistance Agency）が暫定的に発足し、1974年に正式に設立された。その後、政府の方針もあって、1976年にADAAは外務省の一機関として外務省に組み入れられた。

2. 援助の特色

(1) 総論

すでに述べたようにオーストラリアの対外援助はパプア・ニューギニアに対するそれを抜きにしては考えられないが、近年コロンボ・プラン、南太平洋地域援助プログラム、英連邦アフリカ特別援助計画等の確立とともにPNG以外の地域への援助も質・量とも拡充されている。オーストラリアの援助政策そのものは外務本省（Department of Foreign Affairs）の外交方針の中で示されるが、その基調はADAAが作成している。

援助の一般的な方向はGeneral Aid Policy Sectionが決め、具体的なつめはPrograms & Appraisals Branchでなされるが、まずはっきりしていることは、PNGに対する援助を除いた残りのうち、85%が二国間援助、15%が多国間援助に振り向ける原則が確立していることである。また1980年までに援助をGNPの0.7%までにする目標もあり援助総額の拡大がけがられているが、同時に質的な充実もはかられており、援助はグラントにすべきであるとの方針で特別な場合（当該プロジェクトおよび当該国が債務支払い能力のある場合）を除き、その殆んどが無償援助（97%）で、最近3カ年で借款の形態は5件450万ドルが実施されているに過ぎない。

また、ひもつき援助（tied aid）の問題については、多国間援助は全てアンタイ（untied）で、二国間援助および機材供与は可能なかぎりアンタイにする方向で努力している。例えば機材供与は調達先を70%オーストラリアという内規で実施しているが、実際は機材の種類によっては100%外国製品の調達が行われているケースがあり、その運営は柔軟に

なされている。なお、国別にはPNG, ASEAN諸国および南太平洋諸国に集中する事が確認されている。そのため最近Country Assessmentと称する国別計画が策定され、PNG, インドネシア, 南太平洋諸国, パングラデシュ, フィジー, タイ, スリランカを対象に調査が開始され、すでにインドネシアに関しては報告書が提出されている。資料的にはセクター・ニーズや技術水準を中心に集めており、Program planning missionが派遣され要請内容の実態調査を含めて実際の任にあたっている。その他、援助の重点をRural sectorを中心に公衆衛生、教育、公共サービス部門にあてる事が明確に打出し開発途上国の生産性と生活水準を高めるため援助のパラつきを押さえるべく努力をしている。そのため援助の事前審査としてアブレイサルシステムの導入をしている。

(2) 二国間援助

オーストラリアの援助の大部分がパプア・ニューギニア向けであることもあって援助の中心を二国間援助が占めているが、近年では他の地域、特に、ASEAN諸国および南太平洋諸国への援助が増加しており、政策的にもこれら三地域に援助を集中することが決定している（外務大臣声明、1976年11月8日）。なお、これらはいずれもコミットメントベースでなされており、最近のプロジェクト、プログラムは全て3カ年計画で実施計画が立てられている。三地域へ援助を集中する政策はオーストラリア外交の一部として援助が位置づけられ、特に国際関係の安定に寄与するものと高く評価され、オーストラリアが置かれたその地理的背景から三地域に重点が置かれている。特に南太平洋諸国に対しては1976～79年度に6千万ドルの援助を実施することがコミットされており、近々、ASEAN諸国にも3カ年にわたるコミットがなされるとのことである。すでに南太平洋諸国への援助が"rolling basis"で実施されていることも台せ、援助政策が実施面にも完全に浸透しているといえよう。

(3) 多国間援助

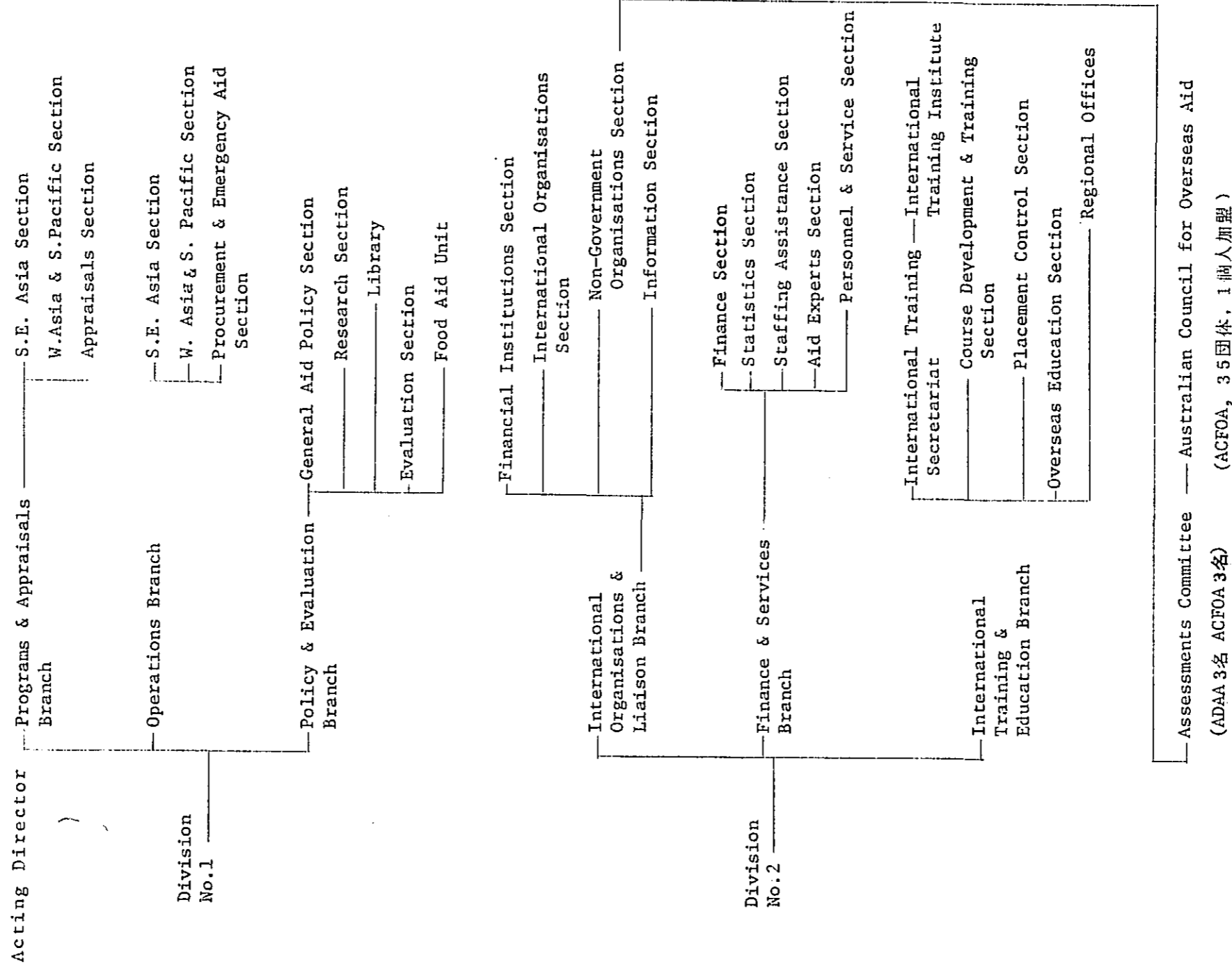
最近5カ年で急に増えたのが多国間援助で、これは政府のガイドラインが援助の15%は多国間援助と決めたこともあり総額では急激な伸びとなっている。協力機関としては国連開発計画(UNDP)、UNICEF、

UNHCR, 南太平洋委員会, World Food Council, 世界銀行, IDB, アジア開発銀行, FAO等が主要機関であるが, 特色としては各種国際会議の結論, 要請が直ぐ実施面に影響を与えていることで, 最近では1974年のWorld Food Conference, アジア開発銀行のAsian Development Fund, IDAの特別要請に回答して各々拠出を実施している例がある。

3. 援助实施体制

(1) 机构图

Development Assistance Advisory Board
 Department of Foreign Affairs, Australian Development Assistance Agency



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection procedures and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the role of technology in data management and analysis. It discusses how modern software solutions can streamline data collection, storage, and processing, thereby improving efficiency and accuracy.

4. The fourth part of the document addresses the challenges associated with data management, such as data quality, security, and privacy. It provides strategies to mitigate these risks and ensure that the data remains reliable and secure throughout its lifecycle.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of a data-driven approach in decision-making and the need for continuous monitoring and improvement of the data management process.

(2) A D A A 概説

A D A A は 1 9 7 3 年 1 2 月 に 援 助 の 効 率 と 一 元 化 を 目 指 し て 、 そ れ ま で 対 外 援 助 の 機 能 を 有 し て い た 関 係 各 省 の 一 部 を 集 め 暫 定 的 に 発 足 し 、 1 9 7 4 年 正 式 に 設 立 さ れ た が 政 権 交 替 に よ り 、 1 9 7 6 年 に 外 務 省 に 編 入 さ れ 、 現 在 は 組 織 上 は 外 務 省 の 一 部 で あ る が 、 機 能 的 に は A u t o m o n y を 有 し て い る 。 な お 、 援 助 の 方 向 性 に つ い て は 諮 問 委 員 会 (D e v e l o p m e n t A s s i s t a n c e A d v i s o r y B o a r d) が あ り 、 各 界 か ら 選 ば れ た 4 ~ 1 2 名 の 委 員 が 外 務 大 臣 に よ っ て 任 命 さ れ 外 務 大 臣 お よ び A D A A に ア ド バ イ ス を 与 え て い る 。

な お 、 予 算 的 に は 大 蔵 省 (T h e T r e a s u r y) の O v e r s e a s E c o n o m i c R e l a t i o n s D i v i s i o n が 経 済 協 力 予 算 の 担 当 で A D A A の F i n a n c e D i v i s i o n と コ ン タ ク ト し て い る 。 そ の 他 専 門 家 派 遣 や 研 修 員 の 受 入 れ 等 に 関 し て は 関 係 各 省 の 協 力 が あ る が 、 コ ン サ ル タ ン ト 活 動 に つ い て は D e p a r t m e n t o f T r a d e O v e r s e a s に 登 録 し た 団 体 し か A D A A の 業 務 に 参 画 出 来 ない。

A D A A は 機 能 的 に 分 れ て い る が 、 各 プ ロ ジ ェ ク ト 、 プ ロ グ ラ ム の 実 施 は 地 域 課 の 担 当 で あ る 。 ま た 、 附 属 機 関 と し て は 集 団 研 修 を 受 け 持 つ I n t e r n a t i o n a l T r a i n i n g I n s t i t u t e と 地 方 事 務 所 が あ る 。 後 者 は シ ド ニ ー 、 メ ル ボ ル ン 、 南 オ ー ス ト ラ リ ア 、 西 オ ー ス ト ラ リ ア 、 ク イ ン ス ラ ン ド 、 A C T 、 ホ バ ー ト に あ り 、 一 般 職 の 他 、 E d u c a t i o n o f f i c e r , T r a i n i n g o f f i c e r , S o c i a l w o r k e r , W e l f a r e o f f i c e r 等 の 構 成 で 成 り 立 っ て い る 。

4. 援助事業

(1) 専門家派遣事業

- ① 専門家の派遣方式はオーストラリア政府が Colombo Plan, South Pacific Aid Programme, Special Commonwealth African Assistance Plan 等の地域的取極めにより直接雇用して派遣する Adviser と称する専門家と開発途上国政府が直接雇用するのをオーストラリア政府が Assist する Operational Personnel と称する専門

家および教育部門への協力のために派遣される Educational Expert の三つに大別されるが、このうち Operational Personnel (実務専門家) はバブア・ニューギニアに派遣されるケースが殆んどである。次に最近3カ年の専門家の派遣実績は次のとおりである。

年 度	1972	1973	1974	1975
Educational Expert	51	2,380	1,263	928
Operational Personnel	1,066	7,578	4,322	2,735
Advisor	8	145	436	339
計	1,125	10,103	6,021	4,002

(DAC統計)

なお、1975-76年('75年7月1日~'76年6月30日)の専門家(Advisor)の派遣計画はASEAN地域444名、バブア・ニューギニア4名、南太平洋諸国120名、北東・南西アジア97名、インドシナ諸国13名、アフリカ諸国36名で、国別にはインドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、フィジー、ソロモン諸島、西サモア、バングラデシュ、インド等に重点が置かれている。次に協力の分野をみると公共行政(Public Administration)、公共施設(Public Utilities)、教育(Education)、工業(Industry)、農業(Agriculture)等が主である。

② 専門家派遣手続

(イ) 専門家の募集・派遣業務はAid Expert Section で実施している。専門家の登録、プールについては確立していないため殆んどケースが関係各省、大学、公的機関への推せん依頼と新聞等による募集広告によって専門家が決定している。現在のところ政府機関および大学関係出身の専門家が約70%で残りが一般広告による専門家となっているが、近年、後者の比率が増えているとのことである。

(ロ) 専門家の選考は一般に複数推せんを取り、その後、面接試験、身体

検査により専門家を決めている。面接は簡単なチェックリストを使つての一般面接と専門分野に係る面接を1～2時間位かけて実施している。その他、技術面に関するチェックとしては公的機関出身者は所属先上司よりの報告書、民間出身者は各技術における資格証明書の提出が求められている。

(イ) 専門家の任命

派遣が内定した専門家は正式にアグレマンが入り次第、A D A Aより正式に「Letter of Appointment」が発給され、job description, duty, salary, allowance, conditionsが与えられ、これらを承諾した専門家は「承諾書」を提出する。

(ロ) 派遣前研修

派遣が決定した専門家に対しては特別な研修コースは設定されていないが、派遣国の一般事情についてはAid Experts Sectionが行い、当該プロジェクトに関してはOperations Branchが各々ブリーフィングを実施している。

(ハ) 専門家の任務

派遣された専門家は第一義的には在外公館長 (Ambassador, High Commissioner, Commission) のアドバイスと監督下で業務を遂行する事になっている。その他四半期ごとに大使館を通じA D A Aに業務報告書 (quarter report) を提出しなければならない。

(ニ) 待遇

専門家の待遇は、一般広告・募集の段階では決められていないため「Letter of Appointment」によって初めて提示されるが、住宅の確保、任地での世話、給与の支払い等は現地在外公館によってなされる。給与はOverseas Public Service Allowanceにより2週間ごとに支給される。なお、専門家に係る待遇は別資料のとおりである。

(ホ) 特色

専門家に対する処遇で最も明確なのはその指揮系統および Job Descriptionで、各専門家に対しては個々にLetter of Appoint-

ment1 が出されており、その為の事前調査は前広に行われている。

(2) 研修員受入事業

オーストラリアが行っている研修員受入は訓練と教育の両部門で行っており、訓練を主体とする研修員と大学等の教育機関で学ぶ留学生が研修員として一様に扱われている。研修の形態としては集団研修と個別研修があるが、後者の場合は殆んどが大学等の教育機関での学位取得という方法で実施されている。最近3カ年の受入実績は次表のとおりである。

区 分	年 度	1972	1973	1974	1975
学 生		1,906	2,887	2,460	2,672
オーストラリア国内		1,867	2,119	2,212	2,381
当 人 の 国 内		6	696	168	197
第 三 国		33	72	80	94
研修員		1,288	1,546	1,424	1,308
オーストラリア国内		1,277	1,520	1,401	1,229
当 人 の 国 内		0	0	0	0
第 三 国		11	26	23	79
計		3,194	4,433	3,884	3,980

① 研修員受入方針

研修員および留学生を扱うのは International Training & Education Branch であるが、年度計画、国別割り当ては Programs & Appraisals Branch が力を持っている。受入人数は前もって国別に割り当てられており、集団コース以外は要請国に分野を決めさせている。また訓練内容については大学、州政府、連邦政府の関係者より成る「セラベス委員会」が設置され、協議している。最近の傾向としては留学生が卒業後帰国を望まないケースが多々ある事もあって個別研修を少くし集団研修を増やすことが主張され、第三国研修の増加と International Training Institute の設立が具体的な行動となった。ま

た国別の割り当ては、バブアニューギニア、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ビルマ、パングラデシュ、スリランカ、インド、韓国に重点が置かれている。

② 研修の方式

現在行われている研修は以下の通りである。

集団研修	一般集団コース	International Training Courses Single Institution Courses International Training Institute
	第三国研修	Asian Institute Of Technology Regional English Language Centre International Rice Research Institute University of the South Pacific
個別研修	Single Institution (学生を含む)	
	Special Visit (中, 高級研修員)	

なお、これらの研修は次のような計画で実施されている。

- Australian Vice-Chancellors Committee
- Australia-PNG Education and Training Scheme (APETS)
- Colombo Plan
- South Pacific Aid Program (SPAP)
- Special Commonwealth African Assistance Plan (SCAAP)
- Commonwealth Co-operation in Education
- Australian International Awards Scheme
- Australian Correspondence Scholarship Scheme
- Australian/Asia Universities Cooperation Scheme
- Australian Vice-Chancellors Committee

④ 研修分野およびレベル

学生を含めた研修分野は行政部門，公共サービス，工業，農業，土木，教育，自然科学，経済，医療関係が主要分野で，農業，行政，公共サービス部門が最も数が多い。具体的なコースは次のとおりである。

(a) INTERNATIONAL TRAINING COURSES FOR 1976-77

- Air Traffic Control Supervisors
- Prestressed Concrete Structures
- Farm Broadcasting
- Poultry Husbandry
- Irrigation and Drainage
- Dairy Husbandry
- Library and Information Service Administration
- Export Development for Government Officials
- Management of Methods
- Customs Administration
- Food Technology
- Production and Use of Tropical Pastures and Fodder Crops
- Forest Tree Breeding
- Disaster Services Administration
- Search and Rescue Mission Co-ordination
- Animal Quarantine
- Marketing of Agricultural Products
- Health and Hospital Administration
- Plant Quarantine
- Blood Transfusion
- Control of Environmental Contaminants in Food
- Ports and Harbours - Development and Operation
- Agricultural Extension
- Dairy Technology
- Culture and Mental Health
- Foreign Service Training

(b) SINGLE INSTITUTION COURSES

- Master in Agricultural Development Economics
- Master in Agricultural Studies
- Master in Demography
- Master in Health Personnel Education
- Diploma in the Teaching of English as a Foreign Language (TEFL)
- Certificate in Education for Overseas Teachers
- Physical Education, Health and Recreation

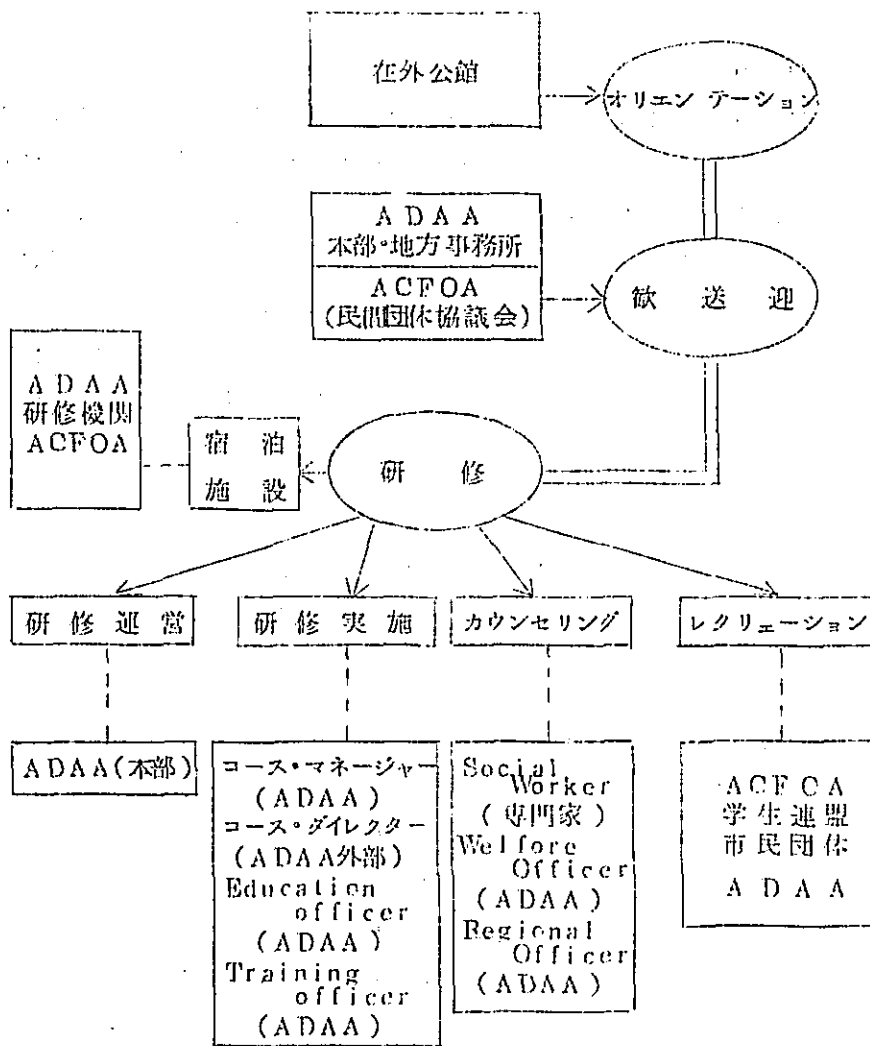
Post-Graduate Course in Chemistry Research
 Techniques and Tertiary Teachers' Course
 Education Administration for Papua New Guinea
 Education Planning/Curriculum Development for
 Indonesian Educators (One Year)
 Indonesian University Lecturers' Scheme (IULS)
 Elementary Science and Mathematics Workshop
 The Teaching of English as a Second Language (TESL)
 Graduate Course in Hydrology
 Intensive English Language Courses
 Special English Language Fellowships (SELF)
 Certificate in Medical Parasitology
 Graduate Highway Engineering Course
 Infant Teaching Methods
 Philippines Technical Teacher Education
 Thai University Lecturers' Scheme
 Australian Administrative Staff College Courses (AASC)
 Australian School of Nuclear Technology Courses (ASNG)

- (c) COURSES CONDUCTED BY THE INTERNATIONAL TRAINING
 INSTITUTE, MIDDLE HEAD CENTRE, SYDNEY
- Correctional Services (Middle Level)
 - Industrial Relations
 - Information Servicing
 - In-Service Teacher Education
 - Management Techniques
 - Middle Management (first course)
 - Principles of Supplies and Stores Administration
 - Production of Educational Texts
 - Public Relations Officers
 - Trainers in Extension Skills
 - Local Government
 - Middle Management (second course)
 - Media Communicators
 - Primary and Secondary Schools Administration
 - Principles of Supervision
 - Problems of Rapid Urban Growth and Development
 - Techniques in Staff Development
 - Extension Techniques
 - Information Services
 - Labour Administration
 - Middle Management (third course)
 - School Inspectors
 - Social Welfare Services
 - Staff Training Officers

これらのコースのうち、いわゆるA D A Aの直営は(c)のコースで、これはシドニーにあるInternational Training Instituteで実施されているが、その他a), (b)の両コースは関係の政府機関や大学等の教育機関の協力で行われているが、研修水準は、Diploma, Master等の学位取得を目的とさせているコースが多い。(c)コースの場合は殆んどがTraineeで、プロジェクト協力関連が多い。

④ 研修の受入れ

研修員の受入れは、殆んどの場合在外公館での渡航前オリエンテーションより始まるが、インドネシアの場合はジャカルタの文化センターでオリエンテーションを実施している。



研修は長期、短期の別なく上記の方法で実施されているが、殆どの場合、長期研修は大学等の教育機関でなされているので、現在のところ質と期間の問題は生じていない。

⑤ 調整委員会

研修受入れが民間団体との協力でなされている事もあって、各州に ADAA との協議をする Co-ordinating Committee が設けられ、福

利厚生のアレンジの調整を行っている。

(3) 機材調達

機材調達は海外援助のために特別な業務をするというようには考えられていない。つまり、通常、政府機関が行う機材調達手続きをふんでおり、「調達法」により入札業務等を実施しているが、特殊機材は関係各省に委任しており、A D A A が独自に調達しているのは全体の30%に過ぎず、残り70%を各省に委任している。しかしながら、商社やイギリスのクラウン・エージェントのような代理機関を活用する事はなく、いずれも自ら調達業務を行い直接メーカーから随契、入札の方法で納入をさせている。調達業務は次のとおりである。

仕様書作成

- (a) 第一次案 要請国作成 専門家補助
- (b) 最終案 プロジェクト実施担当機関(殆んどが関係各省)

購 入

随意契約 A D A A Operation Branch
入 札 関係各省調達担当部
いずれの場合も 1 ~ 100ドル
101 ~ 200ドル
201 ~ 500ドル
501 ~ 5,000ドル
5,000 ~ ドルの区分によって調達しているが、500ドルまでは1社か2社の見積り、5,000ドルまでは3社の見積りのみで購入し、5,000ドル(約 円)以上を入札にかけることにしている。なお、関係各省に委任する場合には機材総額の3.5%が手数料としてA D A A より支払われる。

機材検収 Army Quality Control Services
機材検収は全てここで実施されている。

船積み、保険業務

担当機関 ADA A Operations Branch

以上が調達業務のあらましかつあるが、年間を通じ調達案件は400件でこれを担当しているのはOperations BranchのProcurement and Emergency Aid Sectionで担当官は16名に過ぎない。いずれにしてもオーストラリア政府物資調達法に基づき機材調達業務が機能的、効率的に分担させられている。

(4) プロジェクト協力

プロジェクト協力とは受益国のあるプロジェクトに対し専門家を派遣したり、機材供与を実施するという意味で活用されており、その主体を受益国においた使い方をしているが、ここでは事業団の業務との対比上、協力の実態が調査、専門家派遣、機材供与、研修員の招請等いわゆるパッケージとなったものを取り上げることとする。

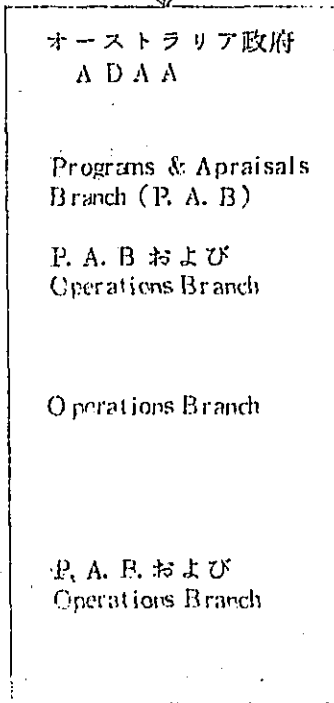
① プロジェクトの採り上げ方法

プロジェクトベース協力の場合、すでに述べたように二国間協力ということで大わくがあり、その中で新規案件に取りかかるわけであるが、通常は受益国側よりの要請を受けてから取り上げるが、最近では年に3～4回位派遣するプロジェクト・エバリュエーション・チームにプロジェクト・ファインディングの役割を与え、要請国と協議を行うケースも多くなっている。

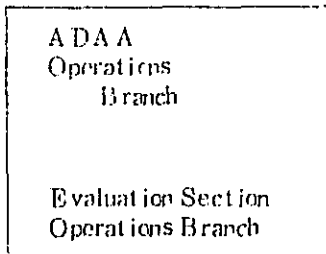
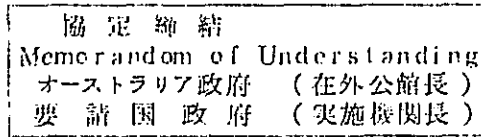
② 協力手続

次にプロジェクトの協力開始手続きをみると以下のようである。

開発途上国 ----- 要請 ----- 在外公館 -----> プロジェクト確認
(第一次)



- (イ) プロジェクト・インフォメーションの整理
Project Identification
- ↓
- (ロ) プロジェクト・アプレイザル I,
チェック・リスト利用 (ステージ I, II)
ロジカル・フレームワーク使用 (USA ID や
(IDA で作成したもの) を利用している)
- ↓
- (ハ) 調査
Project Preparation Team
アドバイザー
コンサルタントチーム
- ↓
- (ニ) プロジェクト・アプレイザル II
アプレイザル・レポート提出
- ↓
- (ホ) 協力決定



- (ニ) 協力開始
-
- 専門家派遣 Annual Project Progress Report,
→ 機材供与 Project Completion Report の作成
→ 研修員受入等
- ↓
- (ト) Operational Review
(プロジェクト・エバリュエーション)
(a) Project Monitoring (Efficiency)
(b) Project Evaluation (Effectiveness)

③ プロジェクト・アプレイザル

プロジェクト協力の中で最近重要な要素となっているのがプロジェクト・アプレイザルである。近年、援助の量が拡大されるにしたがって、実施上数々の問題が生じてきた事もあって、1975年8月以降、全てのプロジェクトはチェックリストに基づいて、プロジェクトの背景および必要資料の収集が義務づけられるようになった。チェックリストは Appraisal Report の基本となるもので、アメリカ AID やカナダの CIDA にて使われている Logical Framework を応用しており、CIDA から代表を招請し、実際のアプレイザルを共同研究している段階である。

アプレイザル・チェック・リストは要請されたプロジェクトやプログラムの審査に活用するためのものだが、これを担当しているのは Appraisals Section で、現在は6名だが、実際には Operations Branch の country desk officer もアプレイザルに参加している。

チェックの段階ではプロジェクトのアウトプットと費用／便益が重要視されている。次にチェックリストの項目は以下のとおりである。

ステージ I	ステージ II
1. プロジェクト名	1. オーストラリアの安全保障との関連
2. プロジェクトの概略	2. 他の先進諸国との協力関係
3. プロジェクトの目的	3. コメント(プロジェクトの実現に関する)
4. フェーズ概略	
5. 実施担当機関名	
6. 他プロジェクトとの関係	
7. 実施能力	
8. 費用／便益	

これらのチェックがなされると初めて Documentation の作成に入りプロジェクトの適否を判断する資料として活用されることになる。

④ プロジェクト・エバリュエーション

プロジェクト・エバリュエーションは通常 Operational Review と

称され協力中のプロジェクトおよび終了したプロジェクトに対し実施されている。調査を伴うエバリュエーションは年平均3～4件であるが、その他はAnnual Project Progress ReportやProject Completion Reportの提出が義務づけられている。エバリュエーションの実施担当はOperations BranchとEvaluation Sectionである。次にOperational Reviewは以下の通りである。

Operational Review	{	Project Monitoring	プロジェクトの進行、実施上の効率に関する報告 (Operations Branch 担当)
		Project Evaluation	プロジェクトの効果に関する分析 (Evaluation Section 担当)

ここで注意しなくてはならないのは、Operations Branchのプロジェクト管理とEvaluation SectionのEvaluationの役割りは明確に区別されていることである。各々のプロジェクトの全体的な履行(performance)そのものに対する監督はOperations Branchの責任で、Operations Branchはプロジェクトの目的を把握した上で、公式手続きやプロジェクトの実施計画に従ってインプットが正しく選ばれ、調達され、運搬、加工、据付られているとか、アウトプットが計画通りに達成されているかなどをチェック、若し問題あるとすれば初期警告(early warning)を出すことになっており、その意味で効率(efficiency)のチェックをその任としているのに対し、エバリュエーションの目的は効果(effectiveness)をみる事で、言明されている目的やセクター目標を達成する上でのプロジェクトの効果を審査する事が目的となっている。

なお、Project Monitoringを効果的に行うために次のような方法がとられている。

Project Supervision System(Reporting System)

- (1) Quarterly Statements …… 支出、作業計画、履行状況等に関する報告

(四) Annual Project Progress Report……プロジェクトの履行
状態審査のためのデータ提出と分析に関する報告

また、Project Evaluationに関してはProject Completion Reportが一つの要素になっているが、これは四半期ごとの報告のまとめとプロジェクトの目的が達成されたかとか達成されつつあるかなどが審査されるもので、プロジェクトの概略は省かれ、正に、プロジェクトは協力したかであったかとか、教訓は何が得られたか等が報告される。調査を伴うエバリュエーションは年3、4回という事もあって Evaluation Sectionは書類上の審査を行い、その結果、更にEvaluationを必要とするものをピック・アップし in-depth evaluation studiesを実施し、Evaluation Reportを出し将来のための反省をする。なお、Evaluation Sectionでは、報告書が出された後、どのように改善されたかもフォローする。

なお、プロジェクト協力についてはコンサルタントの活用があるが、現在のところはDepartment of Trade Overseasで登録されたコンサルタントをEngineer Associationの区分で各業種ごとに活用している。特に調査はコスト面を中心にコンサルタントの利用が多い。このためAppraisals Section内にSelection Committeeが設けられ、コンサルタントの選定にあっている。

⑤ 民間協力

民間協力はAustralian Council For Overseas Aidの加盟団体を中心に行われているが、A D A Aはこれら団体に補助金を出しており、そのためAssessments Committeeが設けられ申請プロジェクトの審査を行っている。そのためアプライザルチェック・リストが作られている。1975年には106件の申請があり67件が承認されている。

第二章 ニューゼーランド

1. 援助の特色

(1) 二国間援助

ニューゼーランドの政府ベース開発援助は専門家派遣、資金協力、機材供与および訓練事業が主体であるが、1969年に「GNPの1%目標」を掲げて以来、援助は質量とも拡充されている。たとえば1969/70年に14.6百万ドルであった援助額は1975/76年には約5倍の72.6百万ドルに達している。これは政治的、地理的およびその歴史的關係から南太平洋諸島に対する援助が大巾に伸びていることが一因になっている。

二国間援助に限ってみると全体の60%位が本地域に向けられており、本地域が資源的にも貧しい現状から、今後も援助の重点地域になる事が確認されている。南太平洋以外ではアジア、特にASEAN諸国に対する援助が重視され、援助が近隣諸国中心となっている事がうかがわれるが、政府の方針は二国間援助に85%、残り15%が多国間援助となっており、援助の増大はそのまま近隣諸国へ益々援助が向けられることを意味する。二国間援助の中心は資金および専門家派遣等であるが、殆んどがグラントでなされているが、プログラム援助や財政援助の方法ではなく、どちらかという生産的なプロジェクト (productive development project) に協力の中心を置いている。なお、二国間援助は資金割り当てから成っており、その意味で完全に国別政策がとられていて、その為の資料が作成されているが(別添資料)、1976/77年の国別割り当ての主なものは以下の通りである。

南太平洋諸国	\$NZ
クック諸島	6,000,000
フィジー	3,650,000
西サモア	2,800,000
Niue	2,800,000
P. N. G	2,100,000
トンガ	1,800,000

地域プロジェクト	3,600,000
アジア	
インドネシア	5,900,000
マレーシア	1,775,000
タイ	1,660,000
フィリピン	1,340,000
地域プロジェクト	1,000,000

これらは各々1976/77 Country Allocations for New Zealand Capital and Expert Assistance (Excludes Training Awards) となって発表されている。

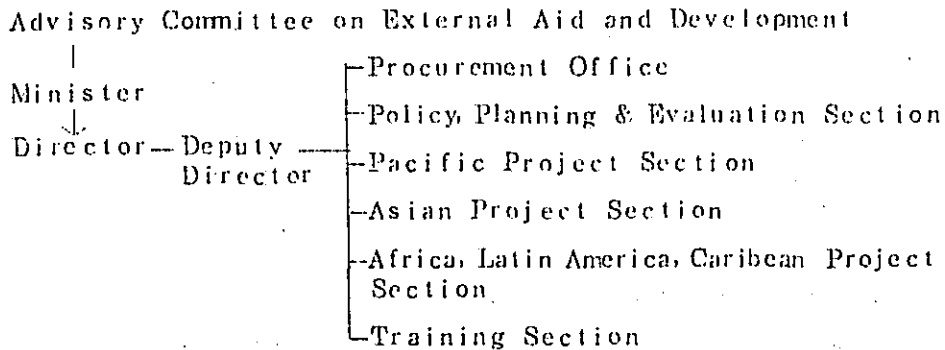
なお、二国間援助で特に強調されている地域プロジェクトは教育、輸送、通信関係に重点が置かれている。

(2) 多国間援助

1975/76年をみるとニュージーランドの政府開発援助の25%が多国間援助にむけられている。これらは二国間協力でカバー不可能な分野という注文がついているが、1976/77年では二国間援助に重点を置く方針が決ったため、その比率は85:15と下っている。

これは多国間援助を実施する各国際機関の field performance が思わしくないと判断したためとされている。

2. N. Z 外務省対外援助部機構図



(スタッフ数 54人)

(1) The Director of External Aid is responsible to the Secretary of Foreign Affairs who, in turn, is responsible to the Minister of Foreign Affairs.

(2) Advisory Committeeは外務大臣より任命を受けた12名の委員から成り、政府、民間ベース援助につき審査、議論を行う。

3. 援助事業

ニュージーランドの援助は各年度ごとに地域別、形態別、国際機関別に全体の援助額が割り当てられ、そこから協力が始まるようになっている。

例えば1976/77年の政府開発援助は次のように割り当てられている。

二国間援助	\$NZ
南太平洋	24,000,000
南および東南アジア	14,000,000
アフリカ	480,000
ラテン・アメリカ	300,000
カリブ海	195,000
留学生および研修員	2,250,000
宿泊施設	300,000
機材供与、商品援助	1,250,000
緊急援助	250,000
奉仕機関	250,000
広報活動	85,000
その他	200,000
小計	43,560,000
多国間援助	6,336,000
準備資金	1,104,000
計	51,000,000

さらに上記の金額は国別に割り当てられ、そこから資金協力、技術協力が個々に決められていく。つまり、完全に資金面から国別政策がとられている。

その意味で重点が置かれている国はクック諸島、フィジー、西サモア、ニウエ、PNG、トンガ、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン等であるが、特色あるのは地域の総合開発という点から、共通の地域プロジェクト、研修施設等のための資金が特別に準備されている。さらにこれらはインフレーション問題を加味し、必要ならば Forward Aid Programme により 30% のローリングによるオーバーコミットが可能になっている。そのため各種の国別のプログラム、プロジェクトは実施の前に大臣の承認を必要としている。次に各事業の概略は以下の通りである。

(1) 研修事業

本事業は訓練主体の研修と留学生受入れから成っているが、移住問題とのからみで厳選され要請国側で訓練可能な場合は受入れを拒否しており、近年では当該地域に研修施設を設立し、国外での研修に力を入れている。現在国内で実施している集団研修は森林、肥料技術、税関業務、郵便事業およびオーストラリアと共同の畜産関係コース等であるが、当該国の要請に合うよう必要不可欠なものに重点がある。コースの定員は 20 名位で、全体として少人数であるが、これは訓練はあくまでも当該国内で行う事が望ましいという政府方針による。

(2) プロジェクト協力

援助の中心が integrated project と称するプロジェクト協力に置かれているため、ここでは個別（単独）専門家派遣は少く、プロジェクト関連の専門家が多いのが特色である。通常、プロジェクト協力は資金協力と技術協力を合せたものが多く、協力開始には大臣の承認を必要としている。そのため各案件とも要請国より正式な要請書を必要とし、その後 Investigation Mission を派遣し、調査を行うが、調査を実施しない場合でも各々も、チェック・リストを活用し、事前審査（プロジェクト・アプレイザル）を行っている。アプレイザルは資料的なものと費用／便益および他国の動向や政治的影響が審査され、最終的にはアウト・プットが当該国の社会、経済の発展に具体的に寄与可能であると判断出来得るときにプロジェクトとして採り上げることになっている。なお、専門家の Job Description は現地大使館にて Terms of Reference を作成し、その後各プロジェクト

ト・セクションにて具体的なつめを行い本人に提示される。専門家のソースとしてはその協力分野もあって民間出身も比較的多いが、統計的には公務員、民間出身別の数字はとっていない。

なお、Register 制度が出来ており、再派遣者もあるとのことである。専門家の派遣条件等はコロンボ・プラン等によるが、最近では国別の技術協力協定を締結する方向で、すでにペルーとは署名済みで、現在インドネシア政府とフレーム・ワークを協議中である。プロジェクト関連の機材調達には外務省内の Procurement Officeで行われているが、原則としてニュージーランド製品となっているが、実際は60%位が外国品の調達になっている。

プロジェクトの評価については、現在は Annual Evaluation Mission を年に2-3派遣し、進行中のプロジェクトのレビューと終了したプロジェクトのエバリュエーションを実施しているが、特にチェック・リストは使用せずレポートによっている。また、最近では本ミッションに Project finding の役目を与え、国別政策の資料に活用している。

(3) 援助予算

予算は組織的にも本省で扱うため、他の業務と同様の手続きをふんで確定されるが、最終的には関係者 (Deputy Secretary, Reserve Bank, Department of Trade Industry) より成る委員会で承認を必要とする。

(4) 商品援助

新しい協力として1975/76年に商品援助が開始されたが、これは以前食糧援助貸付、ハリケーン救済援助等、緊急時の援助として食糧援助が行われていたのを、1974年のWorld Food Conferenceの勧告を受け、農業開発プロジェクトとともに食糧援助を一本立ちさせ緊急援助と予算を区分し、技術協力とならぶ援助の一手段とする事にしたものである。これは、長年にわたる開発プロジェクトの必要性を認めるが、そのアウトプットが出るまでは並行して現物供与(食糧援助)をする必要があるとの判断から生じたものである。

